

IATA航空危険物規則書 第56版(2015年) 主要な改定ポイント

航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は、主要な改定ポイントのとりまとめであり、全ての改定ポイントを網羅してはいない。詳細は規則書参照のこと。尚、昨年中に、Addendumにて修正または改定されたものには、改定マークが付されていないので留意のこと。

注：
下記項目に「★」を付したものは、IATA危険物規則書の「SIGNIFICANT CHANGES AND AMENDMENTS TO THE 56th Edition (2015)」(英語版 xxiii ページ、日本語版 xiii ページ) には反映されていないが、その他の改定ポイントの中で重要と思われるものを当協会で選択し追加したものである。

第1章 - 適用

★1.1.1	変更	(注記)UN Manual of Test & Criteria バージョンを、Rev.5 Amendment 1and 2 と修正した。
★1.1.2	変更	IAEA 安全輸送規則の最新のバージョンを、IAEA SSR-6 と修正した。
★1.2.7.1	追加	規則適用の例外(Exception) に、項目(c) ice jam controlとland slide control を追加した。
1.2.11	新規	危険物を含むランプ。(放射性物質を含むランプは、第10章に規定。(10.3.2.2(b) 参照とした) 放射性物質を含まないランプの非危険物の条件をより明確化した。 (a) 危険物の量が1個に1g 以下、包装物あたり30g 以下のランプ。 品質管理の保証、包装要件および落下試験(12.m)を規定した。 (b) 区分2.2のガス(3.2.2.2)のみ含むランプ 電球のいかなる破裂による放出の影響が容器内に留まること。
1.4.3.1	変更	航空会社の旅客への手荷物禁止危険物の情報提供。 ・航空券購入時の情報提供が困難な場合、チェックイン前までに提供しなければならないとした。 ・インターネットを通じての場合、旅客が情報提供を受け、理解した旨の表示をしなければ航空券の発券が終了しないようにしなければならない。(should →must)

第2章 - 制限

2.2	新規	隠れた危険物。(JACIS記:GHSについて、初めて規則書に記述が入った。) GHS(Globally Harmonized System for classification and labelling of chemicals) についての注記を追加した。(和訳:「化学品の分類および表示の世界的調和システム」) GHS専用のダイヤモンド形の絵表示(Pictogram) は、危険物の存在を示していることがある。一部は、供給者および消費者向けのみであり、一部は輸送時(UN危険物)での危険性ラベルを包含している。詳細は、表B.4.A参照 (JACIS記:付録Bにあり) GHSは、以下のUN(国連)のURLで検索できる http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs_welcome_e.html
2.3	手荷物危険物	

リチウム電池関係 (項目の再整理と一部変更)

★2.3.3.2	編集	”予備のリチウム電池”と予備電池のみの項目とし、更に、対象電池も以下の範囲のもの。 リチウムイオン電池:100Whを超え、160Wh以下。リチウム金属電池の金属量:2gを超え、8g以下。 運航者の承認で、機内持ち込みのみ可能である。一人2個まで。
★2.3.4.7	編集	”リチウム電池駆動の電子機器”と機器のみの項目とした。対象電池は以下の範囲のもの。 リチウムイオン電池:100Whを超え、160Wh以下。リチウム金属電池の金属量:2gを超え、8g以下。 機内持ち込み、受託手荷物共に可能。医療用電子機器と携帯電子機器別にまとめている。
★2.3.5.9	編集 追加	”電池装着の携帯電子機器(医療用機器含む)”という項目とした。対象電池は以下のもの。 リチウムイオン電池:100Wh以下。リチウム金属電池の金属量:2g以下。 機内持ち込み、受託手荷物共に可能であるが、予備電池は機内持ち込みのみ可能である。 (c)他の機器に電気を供給することを第一目的とした機器は、機内持ち込みのみとする、を追加。
★2.3.4.2	編集	”装置に装着された小型非引火性ガスカートリッジ”という項目とした。(装置は2種類別に記述) 救命器具は一人1個までと明記した。運航者の承認で、機内持ち込み、受託手荷物共に可能。
2.4	変更	郵便危険物。(c)放射性物質の要件をより明確化。UN2910,UN2911のみ。下記のマーク必要。 ①SHP/CNE情報 ②”Radioactive material—quantities permitted for movement by post”の文言 ③放射性物質の適用除外輸送物ラベル
★2.8	新規 変更 削除	政府例外規定。新規:カンボジア(KHG)、ペルー(PEG) 修正:一部あり。カナダ(CAG)大幅に削減されている。 運航者例外規定:新規(7社)、削除(2社)、修正は多数あり。

第3章 - 分類

★3.0.3.2	編集	包装等級の説明から、”物品”(article)を削除した
3.0.3.3	新規	物品には、包装等級の割り当てはしないことの記述と、適用すべき包装基準には、いかなる容器も性能試験の包装等級のレベルは規定している旨の記述である。

3.2.1.2	新規	ガスの物理的性状に、(e)として"Adsorbed gas"(吸着ガス)を追加。 固体の多孔質に吸収させたガスで、20℃101.3kpa未満 および50℃で300kpa未満のもの。
★3.2.2.4.2	変更	区分2.2の適用免除。(d)の電球を削除し、1.2.11を参照とした。
★3.2.5.5	編集	航空輸送禁止のエアゾールに、包装等級Ⅱのものを加えた。
3.5.1.3.1	変更	区分5.1(酸化性物質)の固体の分類基準 UN試験基準マニュアルの試験に代替方法導入によって、包装等級の判定基準も2種類となった。
★3.6.2.2.3.5 ~3.6.2.2.3.7	編集	病毒物例外の旧3.6.2.2.3.5を3分割してそれぞれ項番化した。
★3.6.2.2.3.8	変更	Exempt human specimen / animal specimen (旧3.6.6.2.3.6) 編集上の修正と、新(e)として、冷蔵または冷凍の場合の要件を追加した。
★3.6.2.2.3.9.1	変更	病毒物に汚染された可能性のある機器の非危険物扱いの要件。(旧3.6.2.2.3.7.1) 液漏れが無いように内容物を排出することが追加され、さらに容器要件を詳細化した。
★3.9.2.6	変更	第9分類、リチウム電池の項。 (a)UN試験基準マニュアルのversion番号と試験実施の有効性についての記述の文章改正。 試験日に適用すべきUN試験基準マニュアルのRev.3,Amendment 1 又は以降の改定や修正に合格した形式の単電池や組電池は輸送できる。ただし、Revision 3にのみ合格したものは、有効ではない。しかしながら、2003年7月1日以前の形式要件に合致して製造されたものはその他の全ての要件を満たしていれば輸送可能である。
★3.10.3	変更	主危険性の割り当て規則の放射性物質の項 適用除外輸送物は、UN3507(六フッカウランの適用除外輸送物)は除くという記述を追加。 (JACIS記:この物質は、適用除外でも、A130適用しないため)

第4章 識別

4.2 危険物リスト

新規品目名		Adsorbed gas(吸着ガス) 17品目を追加 (UN3510-UN3526) 航空輸送可は、3種類のみ。(UN3510, 3511,3513) 他は航空輸送禁止である。
		Capacitor,asymmetric (非対象キャパシター) (UN3508) この品名の追加に伴い、現行のCapacitor (UN3499)の品名をCapacitor,electric double-layer (電気二重層キャパシター)に改定した
		Uranium hexafluoride,radioactive material, excepted package (UN3507) (JACIS記:A130はない) (六フッ化ウラン放射性物質適用除外輸送物) 分類は、8(7) 包装等級: I 新A194
	★	Packaging discarded, empty uncleaned (UN3509) 新設。輸送禁止。A200が新設された。
変更関係		すべての物品(article)の品目から包装等級を削除した。
		Airbag, Seatbelt pretensioner関係の品名改定 (UN番号は変更なし) Safety devices,pyrotechnic (UN0503) 区分1.4G Safety devices electrically initiated (UN3268) 第9分類
		・Asbestosの品名改定 (UN番号変更なし) Blue asbestos, Brown asbestos ⇒ Asbestos,amphibole (UN2210) White asbestos ⇒ Asbestos,chrysotile (UN2590)
		・ <u>リチウム金属電池単体(UN3090)を旅客機輸送禁止とした</u> (JACIS記:同電池の機器同梱、機器組み込みは旅客機輸送可能である。
	★	・Batteries ,nickel-metal hydride (ニッケル水素電池) (UN3496) Forbidden ⇒ see A199 とわかりやすくした
	★	・Chemical kit (UN3316) 包装等級が設定された(ⅡとⅢ)
	★	・Environmentally hazardous substance 液体、固体ともにA197が付された。
	★	・Paint関係、Printing ink関係の全品目に、A192が追加された
	★	・Radioactive material, excepted package-limited quantity (UN2910) にA193(六フッ化ウラン)を追記した。
4.4 特別規定		新規多数(A192~A201), 変更も多数(A19,32,115,69,78,123,187,190,302,324,802~804,806,807)
編集または変更の主なもの	★	A19: 消火器。大型の消火器まで範囲を拡大し、5種類の消火器にまとめた。
		A32:A115: Air bag関連の品名変更に連動。救命器具は本品目に含まない旨注記された(A115)
		A69: 水銀が含まれた物品の非危険物の要件。ランプが除外された。
		A78: 副次危険性を有する放射性物質の要件をより明確化した。
	★	A123: 乾電池の事例から、ニッケル水素電池を削除した。A199が新設されたため。
	★	A802~A804: 容器の性能試験の包装等級のレベルをより高いものを要求する。 危険物申告書に記載する包装等級は危険物リストのままとすることを明記した。
新規(抜粋)		A192: PaintとPaint related materialが同梱の場合、品目名は、Paint related material に統一化を可能とした。Printing inkとPrinting related material の同梱の場合も同様とする。
	★	A195: Small pressure receptacleを含む物品の詳細要件。(UN3164に付されている)
		A196: UN3508 Capacitor asymmetricに付され、エネルギー貯蔵量が0.3Whを超える場合の要件。
		A197:環境有害物質(UN3077,3082)の適用除外要件。但し、包装要件の一部は遵守すること。

		A198: Hay(干し草), Straw(わら)等の非危険物の要件を明確化した。(A807も同様)
		A199: UN3496(ニッケル水素電池)海上輸送のみ適用。非危険物の要件とAWBの記述。
		A200: 新品目(UN3509)の要件と、輸送は空容器の規定に従うこと。(5.0.2.13.5)
		A201: リチウム金属電池を旅客機で輸送を可能とする特別規定。適用免除規定(1.2.6)により関係国間で認められれば旅客機輸送が可能となる。承認書のコピーはICAOへ提出のこと。
削除		A806: ニッケル水素電池のA199を新設したため。

第5章 - 包装

5.0.1.5.3	削除	CAO(貨物機専用)包装物のオーバーパックスの制限を撤廃した。
5.0.2.12.3	新規	補助的容器の規定。包装基準に加えて、外装容器内への補助的容器(中間容器等)を使用可能とした。
★5.0.2.13.5.4	新規	放射性物質の空容器の使用要件。除染後の放射能レベルの制限を明確化した。
包装基準		新規 2件 (PI 219 : 吸着ガス用、PI 877 : UN3507用)、変更は多数あり、以下は主なもの。
203、Y203	変更	・Receptacleは包装上では、内装容器とみなすことを明記した。 ・Receptacleとは、UN1950(エアゾール)、UN2037(ガスカートリッジ)を意味することを明記した。 外装容器の種類を拡大した(材料および、ドラムを可能とした)
213	変更	消火器(UN1044)の包装基準。大型の消火器は、梱包せずに輸送する場合の条件を明確化した。 大型の消火器の説明については、A19に明記した。((c)~(e))
457	変更	UN3241の包装基準。金属容器を全て削除した。(2-Bromo-2-nitropropane-1,3-diol 区分4.1)
★570	追加	有機過酸化物。UN3107,3109の一部の物質で、特定の目的の場合のCAOの要件が追加された。
★965、968	変更	リチウム電池単体。Section IBの量的制限は、総重量⇒正味量に改定された。(数値は変わらず)
★955	変更	救命器具関係(UN2990) 蓄電池およびリチウム電池の要件をより明確化した。
★Y963	追加	ID8000(消費者向け商品)。(c)の1.2mの落下試験の、合格の判定基準をより明確化した。
966,969	変更	リチウム電池の機器との同梱。Section Iにも、1包装物内の単電池または組電池の個数は、機器作動用の電池プラス予備電池2個までとする規定追加した。 (Section IIは、文章の改定である。to power the equipment → for the equipment's operation)
★967,970	追加	リチウム電池の機器組み込み。Section IIの、機器を作動させて輸送する場合の要件に、「機器は、輸送中妨害信号を発生することがないこと(例: 警報音、ストロボ光線)」が追記された。
968	変更	リチウム金属電池単体。CAOのみ適用となった。 Section IA : 旅客機で輸送の場合の容器要件を削除した。 Section IB : - 追加要件(第9分類、取り扱いラベル)に、CAOラベルも貼付の旨が追記された。 - 1包装物当たりの量的制限は、正味量に改定された。 Section II : - 他の追加的な要件が適用するものに、2項目追加された。(項目番号再編成) (a) 混載貨物の制限 (1.3.3.3, 1.3.3.6) (d) ULDの積み付け制限 (5.0.1.3)(除く運航者によるもの) - CAOラベルは、リチウム電池取扱いラベルの近くに、同一面に貼付すること。 - AWB上の表記内容の追加。従来の表記に加え、「Cargo Aircraft Only」又は「CAO」と表記のこと。

第6章 - 容器の規格および性能試験

★6.0.4.2	追加	UNプラスチック単一容器へ製造月のマークは、他の方法でも認められることが注記された。
6.4.4	変更	エアゾール、ガスカートリッジ、燃料電池カートリッジの試験要件。大幅に編集が変更された。ガスカートリッジおよび燃料電池カートリッジの試験の代替方法(当局承認)、他の試験項目も追加された。

第7章 - マーキングおよびラベリング

7.1.4.4	変更	文字の高さのサイズ("UN"又は"ID"および番号)。12mmの除外規定をより明確化した。 容量が30L以下、または最大正味重量が30kg以下の容器、シリンダーは、水容積量が60L以下。
★7.1.5.3	変更	環境有害物質のマーク。本マークの適用除外の文章を削除。(A197の導入による) 旧7.1.5.3.4を7.1.5.3.3に統合し、マークの規格と、縮小の要件をより明確化した。
7.1.7	変更	オーバーパックス("OVERPACK")のマーク。文字の高さを12mm。但し適用は、2016年1月1日からとする。
★7.2.2.3	変更	ラベルの仕様。項を増やし、特定のラベルについて仕様をより詳細化した。
★7.2.2.4	変更	ラベルへの文言。国連番号も表記可能とした。
★7.2.4.6	変更	UN3507に、放射性物質の適用除外輸送物取扱いラベルの貼付不要の旨追記。
★7.2.6.2	編集	ラベルの貼付位置。表題を、「危険性ラベルの貼付位置」とより明確化した。
★7.3	編集	危険性ラベルの仕様。ラベルのテンプレート(標準ひな型)を追加した。

第8章 - 書類の作成

★8.1.3.3	編集	申告書の品名欄。混合物の場合の"mixture"または"solution"の付記についての記述を4.1.3.1(混合物の品名割り当て規則)の記述に整合させた。"混合物が主要な物質と、物理的性状および包装等級も変化していない"という記述を挿入した。
★8.1.6.9.1	追加	申告書の包装等級欄。容器の性能試験の包装等級が、A802~A804のように高い包装等級を要求しても、申告書には、危険物リストに表示された包装等級を記載すること。(注記にて)

★8.1.6.9.3	変更	包装基準番号欄。リチウム電池の"IB"の表記は、包装基準番号の直後に記載する必要はなく、Authorization欄に書いても良い。(本年のAddendum)
★8.1.6.9.4	追加	Authorization欄。(a)に荷送人により適用された他の特別規定番号でも、本欄に記載可とした。
8.1.6.11.6	新規	Additional Handling Information欄。第3分類の粘性物質として包装等級Ⅲ(3.3.3.1.1)に割り当てた場合、その旨の記述内容を明記した。"UNxxxx 3.3.3.1.1"と本欄に記入。
8.1.6.11.7	新規	Additional Handling Information欄。リチウム電池のSection IBの場合、4項目を記した書類の添付が必要であるが、この情報は、申告書の当欄に記載しても良いことになった。
8.2.6.2	追加	GHSの絵表示に係わる留意点の項を追加。GHSの絵表示があれど、非危険物の場合についての規定。

第9章 - 取り扱い

9.1.1.2	新規	貨物受託手順。GHSについて注記を追加。(2.2参照)
9.1.3.1	変更	受託チェックリスト。2つの項目に分けた。 9.1.3.1: - チェックリストによる受託チェックは最初に受託する運航者に義務付けられた。2nd以降の運航者のチェックは、マーキング、ラベリング及び損傷の有無の確認をする(should)という記述が、注6として追加された。 - 本項の(f)が削除された。(CAOのオーバーパックのチェック)
新9.1.3.2		9.1.3.2: 完全な受託手順を必要としない対象危険物の一覧表を新設した。表9.1.A。
9.1.4	編集	貨物コンテナおよびULDの受託。ULDに入れて良い危険物を整理した。
9.3.8	追加	ULD TAGの規定。編集を変えて、タグホルダーを内部に入れる場合の規定を追加した。(9.3.8.4)
旧9.3.9	削除	毒物・病毒物の搭載制限の項であったが、削除した。以降、項番号繰り上がる。 旧9.3.14.3を削除したため(動物または食料品との同一貨物室の搭載禁止の規定であった)
9.5.1.1.3	変更	NOTOC (機長への通知) - 品目名への技術名の記載が不要となった。(9.5.1.1.3 (b)) - オーバーパックおよび同梱の場合の追加情報の記載が必要となった。(9.5.1.1.3 (e) 2 および 3) - 同上の情報の記載場所を明記した。(9.5.1.1.3.1, 9.5.1.1.3.2)

第10章 - 放射性物質 (SSR-6に基づきかなり改定された。主に、六フッ化ウラン、同適用除外、核分裂性物質等)

★10.0.1.4	追加	例外規定。(d) 自然物質および鉱石の要件を一部追加した。
10.0.1.5	追加	適用除外輸送物の特定規定。3つの項に整理し、より詳細化した。
★10.2.2	追加	郵便輸送。輸送可能の文言、適用除外輸送物ラベルの貼付を規定した。
★10.3.2.2	追加	(b)として、機器、物品(ランプ等)の代替規制免除放射能限度の規定を追加した。要多国間承認。
★10.3.7.2	変更	核分裂性物質適用除外。適用除外要件を一部。表10.3.Cを削除した。2項目追加。
★10.3.7.3	新規	"核分裂性としての分類から除外される物質の要件"としての新項目である。
★10.3.11.1.2 同3,同5	変更	適用除外輸送物の"RADIOACTIVE"のマーキング場所の改定。(UN2910,2911,3507のみ) 従来の輸送物の内表面に加えて、実際的ではない場合は、輸送物の表面に表示を可能とした。
★10.3.11.5	変更	六フッ化ウランの分類。品名が3種類(UN2977,2978,3507)となる。 さらに、それぞれの品名毎の質量、物理的性状等の要件を明記した。(10.3.11.5.2)
★表10.4.A	追加	輸送品目名一覧表。適用除外輸送物に、UN3507を追加した。
★10.5.7	変更	初回輸送前の要件(10.5.7.1) および各輸送前の要件(10.5.7.2)が共により詳細化された。 証明書の保有規定が追加された(10.5.7.2.3) 他に証明書に関する2項目が追加された。(10.7.2.7.4 & 5)、
★10.6.3.9	新規	放射性物質の輸送の申請と承認の新規項目である。(旧10.6.3.9は10.6.3.10に繰り下がった) "UNモデル規則の6.4.23参照"と記載されているのみ。
★10.6.4	変更	第7分類についての経過措置。変更があるので要留意のこと。
★10.8.8.3	追加	AWB (適用除外輸送物の記載) 品名欄への記載に、2項目が追加された。 (a) 荷送人および荷受人の住所、名前 (d) 関係する場合、各当局の証明書の識別マーク

付録

A	変更追加	用語の解説。変更、追加多数あり。主な用語は以下の通り。 ・ ASBESTOS : 内容修正 ・ AIR BAG INFLATOR, AIR BAG MODULES : 変更名称を参照の旨。 ・ NET QUANTITY : より明確化した。(無包装の物品を追加した) ・ SAFETY DEVICES, ELECTRICALLY INITIATED : 追加 (この用語は、Safety devices, pyrotechnic を含む)
B	新規	B.4 GHS概説 (Globally Harmonized System for classification and labelling of chemicals) - GHSの規定内容の説明: 危険性の分類、伝達(ラベル)およびSDS(安全データシート) - GHSの適用範囲。 - 絵表示(pictogram) 表B.4.A 一部は輸送(UN分類)の危険性と不整合である。 GHSは、国連の危険物輸送のHPから検索できる。(URLは、2.2 を参照)